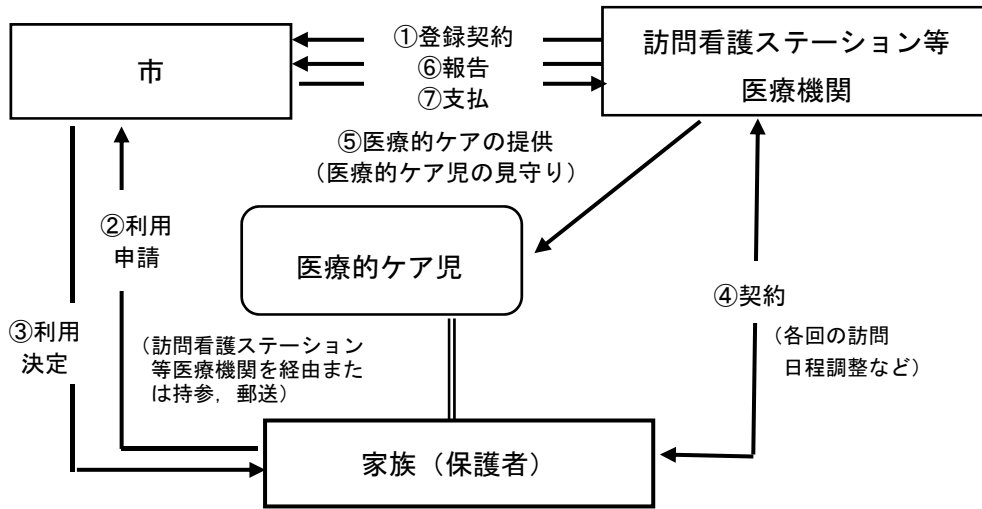


宇都宮市医療的ケア児在宅レスパイト事業（事務処理の流れ）

事業スキーム図



- ① 市は訪問看護ステーション等医療機関と本事業の委託契約を締結します。
（「医療的ケア児在宅レスパイト事業委託契約書」にて契約を締結します。）
- ② 家族は本事業の利用を申請します。（医療的ケア児に訪問看護を提供している訪問看護ステーション等医療機関を経由または持参、郵送してください。）
⇒ 「医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書（様式第1号）」をご提出ください。
- ③ 市は家族に本事業の利用の決定の通知をします。
- ④ 家族と訪問看護ステーション等医療機関は、本事業の利用契約を締結します。
（サービス提供日の調整は、家族と訪問看護ステーション等医療機関の間で行います。）
- ⑤ 訪問看護ステーション医療機関が、医療的ケアを必要とする児童の医療的ケアや見守り等を提供します。
- ⑥ 訪問看護ステーション等医療機関は毎月、本事業の実施状況を本市に報告します。
⇒ 次の書類を実施月の翌月15日までに提出ください。
 - ・ 「医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供記録票（様式第10号）」
 - ・ 「医療的ケア児在宅レスパイト事業実績報告書（様式第11号）」
 - ・ 「医療的ケア児在宅レスパイト事業委託料請求書（様式第12号）」
- ⑦ 市は提出された書類を確認後、訪問看護ステーション等医療機関に委託料を支払います。